かかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条　法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得すること。

二　第二十条の三第一項各号に規定する科目について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数を修得すること。

イ　法律基本科目の基礎科目　三十単位以上

ロ　法律基本科目の応用科目　十八単位以上

ハ　法律実務基礎科目　十単位以上

ニ　基礎法学・隣接科目　四単位以上

ホ　展開・先端科目　十二単位以上（選択科目に係る四単位以上を含む。）

（法学既修者）

第二十五条　法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下この条において「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位（第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の三及び第二十三条の規定は、令和三年度以降に法科大学院に入学した者（法学既修者（同令第二十五条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を除く。）及び令和四年度以降に入学した法学既修者が履修する授業科目の開設及びその修了の認定について適用する。

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第五条第五号の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日　　文部科学大臣　萩生田光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法科大学院における情報の公表）	（法科大学院における情報の公表）
第二十条の七　［略］	**第二十条の七**　［略］
一～四　［略］	一～四　［略］
五　当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	五　当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合
2・3　［略］	2・3　［略］